

目 次

令和7年6月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議 案 第 32 号	専決処分の承認を求めることについて
2	議 案 第 33 号	専決処分の承認を求めることについて
3	議 案 第 34 号	箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
4	議 案 第 35 号	令和7年度箱根町一般会計補正予算（第1号）
5	議 案 第 36 号	令和7年度箱根町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
6	議 案 第 37 号	工事請負契約の締結について
7	議 案 第 38 号	工事請負契約の締結について
8	議 案 第 39 号	工事請負契約の締結について
9	議 案 第 40 号	物件供給契約の締結について
10	議 案 第 41 号	物件供給契約の締結について
11	議 案 第 42 号	物件供給契約の締結について
12	議 案 第 43 号	湯河原町真鶴町衛生組合と箱根町との可燃ごみ焼却処理の事務委託に係る協議について
13	議 案 第 44 号	箱根町と湯河原町真鶴町衛生組合との剪定枝等資源化処理の事務委託に係る協議について
14	議 案 第 45 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
15	議 案 第 46 号	温泉財産区管理会の財産区管理委員の選任について
16	議 案 第 47 号	宮城野財産区管理会の財産区管理委員の選任について
17	議 案 第 48 号	人権擁護委員候補者の推薦について

議案第 32 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 3 号）について

別紙、令和 6 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 3 号）のとおり

令和 7 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

除雪関係経費について、規定予算を補正する必要性が生じたため、また、一部の事業で繰越明許費を設定する必要性が生じたため、令和 6 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

令和 6 年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

箱根町長 勝 俣 浩 行

令和 6 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 3 号）

令和 6 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14,171,523 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
65 繰入金		768,309	23,000	791,309
	5 基金繰入金	765,309	23,000	788,309
歳 入	合 計	14,148,523	23,000	14,171,523

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
35 土木費		645,587	23,000	668,587
	10 道路橋りょう費	358,729	23,000	381,729
歳 出 合 計		14,148,523	23,000	14,171,523

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金 額
20 衛生費	10 清掃費	清 掃 第 1 プ ラ ン ト 施 設 維 持 管 理 事 業	61,520千円

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
65 繰入金	768,309	23,000	791,309
歳入合計	14,148,523	23,000	14,171,523

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
35 土木費	645,587	23,000	668,587	0	0	0	23,000
歳 出 合 計	14,148,523	23,000	14,171,523	0	0	0	23,000

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
65		繰入金	768,309	23,000	791,309
	5	基金繰入金	765,309	23,000	788,309
		5 財政調整基金繰入金	749,958	23,000	772,958

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
5 財政調整基金繰入金	23,000	財政調整基金繰入金追加	23,000

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
35		土木費	645,587	23,000	668,587				23,000
	10	道路橋りょう費	358,729	23,000	381,729				23,000
		25 雪害対策費	20,000	23,000	43,000				23,000

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	1,650	○經常経費追加 23,000 10 消耗品費追加 1,650
12 委託料	21,350	12 除雪・薬剤散布委託料追加 21,350

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

箱根町町税条例の一部を改正する条例の制定について

別紙、箱根町町税条例の一部を改正する条例のとおり

令和 7 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、一部の規定を除き、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を改正したので、ここに報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

箱根町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、
地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

箱根町長 勝 俣 浩 行

箱根町町税条例の一部を改正する条例

箱根町町税条例（昭和 51 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

附則第25項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

2 改正後の第 29 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 6 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 34 号

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）の一部が改正され、選挙長等の費用弁償額の引き上げが行われることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

投票所の投票管理者	同 13,000 円
期日前投票所の投票管理者	同 11,500 円
開票管理者	同 11,000 円
選挙長	同 11,000 円
投票所の投票立会人	同 11,000 円
期日前投票所の投票立会人	同 10,000 円
開票立会人	同 9,000 円
選挙立会人	同 9,000 円

投票所の投票管理者	同 15,000 円
期日前投票所の投票管理者	同 13,000 円
開票管理者	同 13,000 円
選挙長	同 13,000 円
投票所の投票立会人	同 13,000 円
期日前投票所の投票立会人	同 11,000 円
開票立会人	同 11,000 円
選挙立会人	同 11,000 円

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第35号

令和7年度箱根町一般会計補正予算（第1号）

令和7年度箱根町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ304,174千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,848,174千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年6月10日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
45 国庫支出金		898,809	19,053	917,862
	5 国庫負担金	232,381	2,480	234,861
	10 国庫補助金	663,621	16,573	680,194
50 県支出金		521,140	△3,250	517,890
	10 県補助金	320,134	△3,250	316,884
65 繰入金		879,102	303,071	1,182,173
	5 基金繰入金	864,102	303,071	1,167,173
80 町債		1,276,400	△14,700	1,261,700
	5 町債	1,276,400	△14,700	1,261,700
歳 入 合 計		12,544,000	304,174	12,848,174

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 衛生費		2,998,959	246,436	3,245,395
	5 保健衛生費	431,626	2,480	434,106
	10 清掃費	2,567,132	243,956	2,811,088
40 消防費		1,220,647	0	1,220,647
	5 消防費	1,220,647	0	1,220,647
55 公債費		826,900	57,738	884,638
	5 公債費	826,900	57,738	884,638
歳 出 合 計		12,544,000	304,174	12,848,174

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
救急業務 高度化 推進事業	千円 27,200	証書借入または、証券発行 事業の進捗その他の都合により、起債前借または、翌年度に繰り越して借り入れることができる。	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者との融通条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または、繰り上げ償還もしくは低利債に借り換えることができる。	12,500	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	898,809	19,053	917,862
50 県支出金	521,140	△3,250	517,890
65 繰入金	879,102	303,071	1,182,173
80 町債	1,276,400	△14,700	1,261,700
歳入合計	12,544,000	304,174	12,848,174

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
20 衛生費	2,998,959	246,436	3,245,395	2,480	0	0	243,956	
40 消防費	1,220,647	0	1,220,647	13,323	△14,700	0	1,377	
55 公債費	826,900	57,738	884,638	0	0	0	57,738	
歳 出 合 計	12,544,000	304,174	12,848,174	15,803	△14,700	0	303,071	

2 歳 入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
45		国庫支出金	898,809	19,053	917,862
	5	国庫負担金	232,381	2,480	234,861
		20 衛生費国庫負担金	100	2,480	2,580
	10	国庫補助金	663,621	16,573	680,194
		40 消防費国庫補助金	0	16,573	16,573

50		県支出金	521,140	△3,250	517,890
	10	県補助金	320,134	△3,250	316,884
		6 総務費県補助金	42,876	△3,250	39,626

65		繰入金	879,102	303,071	1,182,173
	5	基金繰入金	864,102	303,071	1,167,173
		5 財政調整基金繰入金	855,550	303,071	1,158,621

80		町債	1,276,400	△14,700	1,261,700
	5	町債	1,276,400	△14,700	1,261,700
		40 消防債	165,100	△14,700	150,400

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 保健衛生費国庫負担金	2,480	新型コロナウイルス予防接種健康被害 給付費負担金 2,480
5 消防費国庫補助金	16,573	緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金 16,573

5 総務管理費県補助金	△3,250	市町村地域防災力強化事業費 県補助金更正減 △3,250

5 財政調整基金繰入金	303,071	財政調整基金繰入金追加 303,071

5 消防債	△14,700	救急業務高度化推進事業債更正減 △14,700

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
20		衛生費	2, 998, 959	246, 436	3, 245, 395	2, 480			243, 956
	5	保健衛生費	431, 626	2, 480	434, 106	2, 480			
		10 予防費	30, 277	2, 480	32, 757	2, 480			
	10	清掃費	2, 567, 132	243, 956	2, 811, 088				243, 956
		5 清掃総務費	1, 122, 297	564	1, 122, 861				564
		10 ごみ処理費	1, 355, 884	243, 392	1, 599, 276				243, 392

40		消防費	1,220,647	0	1,220,647	13,323	△14,700		1,377
	5	消防費	1,220,647	0	1,220,647	13,323	△14,700		1,377
	15	消防施設費	211,243	0	211,243	13,323	△14,700		1,377

55		公債費	826,900	57,738	884,638				57,738
	5	公債費	826,900	57,738	884,638				57,738
	5	元金	785,700	57,738	843,438				57,738
	10	利子	41,200	△250	40,950				△250
	15	公債諸費	0	250	250				250

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	2,480	○経常経費追加 18 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	2,480 2,480
18 負担金補助 及び交付金	564	○ごみ処理広域化推進事業追加 18 負担金追加	564 564
10 需用費	△15,520	○経常経費追加・更正減 10 消耗品費更正減	243,392 △3,897
12 委託料	221,510	10 燃料費更正減 10 光熱水費更正減	△5,463 △6,160
18 負担金補助 及び交付金	37,402	12 施設等点検委託料更正減 12 事業実施委託料追加 12 ごみ収集運搬委託料追加 18 事業系一般廃棄物外部処理対応交付金追加 18 一般廃棄物処理負担金	△1,147 222,209 448 6,977 30,425

		財源振替 ○救急業務高度化推進事業	財源内訳更正

22 償還金利子 及び割引料	57,738	○元金追加 22 町債元金償還金追加	57,738 57,738
22 償還金利子 及び割引料	△250	○利子更正減 22 町債利子償還金更正減	△250 △250
21 補償補填 及び賠償金	250	○公債諸費 21 補償補填及び賠償金	250 250

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1. 普 通 債	補正前の額	6,072,657	7,560,348	1,276,400	643,699	8,193,049
	補 正 額	0	△ 57,738	△ 14,700	0	△ 72,438
	補正後の額	6,072,657	7,502,610	1,261,700	643,699	8,120,611
2. 教 育	補正前の額	2,574,820	3,864,246	78,200	222,686	3,719,760
	補 正 額	0	△ 57,738	0	0	△ 57,738
	補正後の額	2,574,820	3,806,508	78,200	222,686	3,662,022
9. 消 防	補正前の額	1,108,012	1,013,614	165,100	111,879	1,066,835
	補 正 額	0	0	△ 14,700	0	△ 14,700
	補正後の額	1,108,012	1,013,614	150,400	111,879	1,052,135
合 計	補正前の額	6,794,100	8,115,930	1,276,400	785,700	8,606,630
	補 正 額	0	△ 57,738	△ 14,700	0	△ 72,438
	補正後の額	6,794,100	8,058,192	1,261,700	785,700	8,534,192

議案第36号

令和7年度箱根町公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度箱根町公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度箱根町公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出				
第1款	下水道事業費用	1,398,120 千円	17,000 千円	1,415,120 千円
第1項	営業費用	1,339,444 千円	17,000 千円	1,356,444 千円

令和7年6月10日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

令和7年度箱根町公共下水道事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	下水道事業収益		1,426,658		1,426,658
	1 営業収益		844,081		844,081
		1 下 水 道 使 用 料	843,917		843,917
		2 そ の 他 営 業 収 益	164		164
	2 営業外収益		582,577		582,577
		1 他 会 計 補 助 金	129,774		129,774
		2 長 期 前 受 金 戻 入	451,989		451,989
		3 雑 収 益	814		814

支 出

款	項	目	既決額 (千円)	補正額 (千円)	計 (千円)
1	下水道事業費用		1,398,120	17,000	1,415,120
	1 営業費用		1,339,444	17,000	1,356,444
		1 管 路 施 設 管 理 費	6,578		6,578
		2 処 理 場 施 設 管 理 費	427,907		427,907
		3 ポ ン プ 場 施 設 管 理 費	101,191	17,000	118,191
		4 流 域 下 水 道 維 持 管 理 負 担 金	235		235
		5 総 係 費	92,154		92,154
		6 減 価 償 却 費	701,279		701,279
		7 資 産 減 耗 費	10,000		10,000
		8 そ の 他 営 業 費 用	100		100
	2 営業外費用		57,676		57,676
		1 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	57,675		57,675
		2 雑 支 出	1		1
	3 予備費		1,000		1,000
		1 予 備 費	1,000		1,000

備	考

備	考
設備故障対応に伴う工事請負費の増	

令和7年度 箱根町公共下水道事業
 予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	(単位：千円)
	当年度純利益	△ 13,742
	減価償却費	701,279
	資産減耗費	10,000
	長期前受金戻入	△ 451,989
	未収金の増減	△ 158,775
	貸倒引当金の増減	419
	未払金の増減	49,050
	賞与引当金の増減	1,298
	支払利息	57,675
	小計	195,215
	支払利息	△ 57,675
	<u>業務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>137,540</u>
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 729,405
	無形固定資産の取得による支出	△ 288,441
	国庫補助金等による収入	304,182
	一般会計からの補助金による収入	50,047
	貸付金の支出	△ 800
	<u>投資活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>△ 664,417</u>
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	企業債の収入	720,100
	企業債償還の支出	△ 351,071
	<u>財務活動によるキャッシュ・フロー 計</u>	<u>369,029</u>
	<u>資金増加額（又は減少額）</u>	<u>△ 157,848</u>
	<u>資金期首残高</u>	<u>413,895</u>
	<u>資金期末残高</u>	<u>256,047</u>

令和7年度 箱根町公共下水道事業予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	767,197		
(2) その他営業収益	<u>164</u>	767,361	
2 営業費用			
(1) 管路施設管理費	5,983		
(2) 処理場施設管理費	389,100		
(3) ポンプ場施設管理費	107,498		
(4) 流域下水道維持管理負担金	214		
(5) 総係費	91,737		
(6) 減価償却費	701,279		
(7) 資産減耗費	10,000		
(8) その他営業費用	<u>91</u>	<u>1,305,902</u>	
営業損失			538,541
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	129,774		
(2) 長期前受金戻入	451,989		
(3) 雑収益	<u>755</u>	582,518	
4 営業外費用			
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	57,675		
(2) 雑支出	<u>45</u>	<u>57,720</u>	<u>524,798</u>
経常利益			△ 13,743
5 特別利益			
(1) その他特別利益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
当年度純利益			△ 13,743
前年度繰越利益剰余金			63,184
その他未処分利益剰余金変動額			34,358
当年度未処分利益剰余金			<u>83,799</u>

令和7年度 箱根町公共下水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部			
1 固定資産			
(1)有形固定資産			
ア 土地		2,543,275	
イ 建物	1,205,383		
減価償却累計額	<u>△ 397,735</u>	807,648	
ウ 構築物	9,967,321		
減価償却累計額	<u>△ 3,309,016</u>	6,658,305	
エ 機械及び装置	4,406,930		
減価償却累計額	<u>△ 2,000,858</u>	2,406,072	
オ 工具器具及び備品	2,011		
減価償却累計額	<u>△ 1,217</u>	794	
カ 建設仮勘定		<u>98,106</u>	
有形固定資産合計			12,514,200
(2)無形固定資産			
ア 電話加入権		1,371	
イ 建設仮勘定		2,716,078	
ウ その他無形固定資産		<u>135,443</u>	
無形固定資産合計			2,852,892
(3)投資その他の資産			
ア 長期貸付金		<u>1,600</u>	
投資その他の資産合計			<u>1,600</u>
固定資産合計			15,368,692
2 流動資産			
(1)現金預金		256,047	
(2)未収金			
ア 営業未収金	148,472		
イ 営業外未収金	39,870		
ウ その他未収金	0		
貸倒引当金	<u>△ 4,405</u>	<u>183,937</u>	
流動資産合計			<u>439,984</u>
資産合計			<u><u>15,808,676</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債	<u>5,573,340</u>	
固 定 負 債 合 計		5,573,340

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債	352,901	
(2) 未 払 金	100,334	
(3) 引 当 金	7,930	
(4) 預 り 金	<u>540</u>	
流 動 負 債 合 計		461,705

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金		
ア 国 庫 補 助 金	5,525,884	
収 益 化 累 計 額	<u>△ 1,852,268</u>	3,673,616
イ 県 補 助 金	797,674	
収 益 化 累 計 額	<u>△ 315,069</u>	482,605
ウ 他 会 計 補 助 金	3,073,857	
収 益 化 累 計 額	<u>△ 1,084,968</u>	1,988,889
エ 受 贈 財 産 評 価 額	1,110,160	
収 益 化 累 計 額	<u>△ 561,193</u>	548,967

長 期 前 受 金 合 計	<u>6,694,077</u>	
繰 延 収 益 合 計		<u>6,694,077</u>
負 債 合 計		<u><u>12,729,122</u></u>

資 本 の 部

6 資 本 金			727,354
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 国 庫 補 助 金	13,055		
イ 県 補 助 金	594		
ウ 他 会 計 補 助 金	1,033,686		
エ 受 贈 財 産 評 価 額	<u>1,014,152</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		2,061,487	
(2) 利 益 剰 余 金			
ア 減 債 積 立 金	60,000		
イ 建 設 改 良 積 立 金	80,546		
ウ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>150,167</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>290,713</u>	
剰 余 金 合 計			<u>2,352,200</u>
資 本 合 計			<u>3,079,554</u>
負 債 資 本 合 計			<u><u>15,808,676</u></u>

議案第 37 号

工事請負契約の締結について

次のとおり粗大ごみ処理施設改修事業 粗大ごみ処理施設基幹的設備改修工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号

株式会社神鋼環境ソリューション 東京支社

東京支社長 西山 学雄

2 契約金額

金 242,000,000 円

令和 7 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

粗大ごみ処理施設改修事業 粗大ごみ処理施設基幹的設備改修工事について、令和 7 年 5 月 20 日に見積合せをしたところ、株式会社神鋼環境ソリューション東京支社が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 24 号) 第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 38 号

工事請負契約の締結について

次のとおり箱根旧街道保護対策事業 箱根旧街道保存活用整備工事（畑宿千鳥橋上地区）の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

神奈川県足柄下郡箱根町芦之湯 93 番地

有限会社三浦組

代表取締役 三浦 秀一

2 契約金額

金 51,040,000 円

令和 7 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

箱根旧街道保護対策事業 箱根旧街道保存活用整備工事（畑宿千鳥橋上地区）について、令和 7 年 5 月 21 日に一般競争入札をしたところ、有限会社三浦組が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 39 号

工事請負契約の締結について

次のとおり箱根関所復元再整備事業 復元施設再整備工事の工事請負契約を締結する。

1 契約の相手方

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 126 番地

箱根建設株式会社

代表取締役 勝俣 昭彦

2 契約金額

金 76,472,000 円

令和 7 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

箱根関所復元再整備事業 復元施設再整備工事について、令和 7 年 5 月 21 日に一般競争入札をしたところ、箱根建設株式会社が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。

議案第 40 号

物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

1 購入品名・車名・台数

- (1) 購入品名 高規格救急自動車（車両本体・艤装）
- (2) 型 式 トヨタ ハイメディック 3BF-TRH226S-QFTDK-H
- (3) 台 数 1 台

2 契約の相手方

神奈川県横浜市都筑区川向町 880 番地の 1
神奈川トヨタ自動車株式会社 特販部
部長 首藤 豊

3 契約金額

金 26,400,000 円

令和 7 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

救急業務高度化推進事業 高規格救急自動車（車両本体・艤装）購入について、令和 7 年 4 月 30 日に指名競争入札をしたところ、神奈川トヨタ自動車株式会社 特販部が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。

議案第 41 号

物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

- 1 物件内容等
高規格救急自動車用医薬品・医療器具
- 2 契約の相手方
神奈川県藤沢市善行 7 丁目 3 番 5 号
株式会社ワコー商事
代表取締役 長田 昌樹
- 3 契約金額
金 15,400,000 円

令和 7 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

救急業務高度化推進事業 高規格救急自動車（医薬品・医療器具）購入について、令和 7 年 4 月 30 日に指名競争入札をしたところ、株式会社ワコー商事が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。

議案第 42 号

物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

1 購入品名・車名・台数

- (1) 購入品名 消防ポンプ自動車（第 6 分団）
- (2) 型 式 いすゞ エルフ（ダブルキャブ）
- (3) 台 数 1 台

2 契約の相手方

東京都港区芝 5 丁目 36 番 7 号 三田ベルジュビル 19 階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司

3 契約金額

金 28,215,000 円

令和 7 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

（提案理由）

消防車両整備事業 消防ポンプ自動車（第 6 分団）購入について、令和 7 年 4 月 30 日に指名競争入札をしたところ、株式会社モリタ 東京支店が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。

議案第 43 号

湯河原町真鶴町衛生組合と箱根町との可燃ごみ焼却処理の事務委託に係る協議について

箱根町の可燃ごみ焼却処理に関する事務の管理及び執行を湯河原町真鶴町衛生組合に委託するに当たり、別紙のとおり湯河原町真鶴町衛生組合と協議することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

湯河原町真鶴町衛生組合での箱根町の可燃ごみ焼却処理について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づく事務の委託をするため、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を得るため、本案を提出するものである。

湯河原町真鶴町衛生組合と箱根町との可燃ごみ焼却処理の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 箱根町（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第252条の14第1項の規定に基づき、甲の可燃ごみ焼却処理（焼却残渣の埋め立て処分を含む。）に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を湯河原町真鶴町衛生組合（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「経費」という。）は、甲の負担とする。

2 甲の負担すべき経費については、甲及び乙の長が協議して定めた額を、甲は、毎年度、乙に納付するものとする。

3 前項に規定する協議を行うに当たっては、乙の長は、経費に関する書類を作成し、あらかじめ甲の長に送付するものとする。

(予算の計上)

第4条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を乙の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 乙の長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

(経費の調整)

第6条 各年度における経費に対し、甲が乙に納付した額に過不足があるときの経費の調整は、翌年度の甲の納付額において行うものとする。

(連絡会議)

第7条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じ甲の長と連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第8条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定及び改廃しようとする場合は、あらかじめ甲の長に通知するものとする。

2 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等が制定又は改

廃された場合においては、直ちに当該条例等を甲の長に通知するものとする。

- 3 前項の規定による通知があったときは、甲の長は直ちに当該条例等を公表するものとする。

(その他)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。
(条例等の公表)
- 2 甲の長は、この規約の告示の際、併せて事務委託に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

議案第 44 号

箱根町と湯河原町真鶴町衛生組合との剪定枝等資源化处理の事務
委託に係る協議について

箱根町が湯河原町真鶴町衛生組合の剪定枝等資源化处理に関する事務の管理及び執行を受託するに当たり、別紙のとおり湯河原町真鶴町衛生組合と協議することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 10 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

箱根町での湯河原町真鶴町衛生組合の剪定枝等資源化处理について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づく事務の受託をするため、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を得るため、本案を提出するものである。

箱根町と湯河原町真鶴町衛生組合との剪定枝等資源化处理の事務
委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第 1 条 湯河原町真鶴町衛生組合（以下「甲」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。） 第 292 条において準用する法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、甲の剪定枝等資源化处理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を箱根町（以下「乙」という。）に委託する。

(管理及び執行の方法)

第 2 条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「経費」という。）は、甲の負担とする。

2 甲の負担すべき経費については、甲及び乙の長が協議して定めた額を、甲は、毎年度、乙に納付するものとする。

3 前項に規定する協議を行うに当たっては、乙の長は、経費に関する書類を作成し、あらかじめ甲の長に送付するものとする。

(予算の計上)

第 4 条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を乙の歳入歳出予算に計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第 5 条 乙の長は、法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

(経費の調整)

第 6 条 各年度における経費に対し、甲が乙に納付した額に過不足があるときの経費の調整は、翌年度の甲の納付額において行うものとする。

(連絡会議)

第 7 条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じ甲の長と連絡会議を開くものとする。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第 8 条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定及び改廃しようとする場合は、あらかじめ甲の長に通知するものとする。

2 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等が制定又は改

廃された場合においては、直ちに当該条例等を甲の長に通知するものとする。

- 3 前項の規定による通知があったときは、甲の長は直ちに当該条例等を公表するものとする。

(その他)

第 9 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 9 年 3 月 1 日から施行する。

(条例等の公表)

- 2 甲の長は、この規約の告示の際、併せて事務委託に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。